

全体についての消防計画書

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、ここに勤務し出入りするすべての者が守らなければならない。

(管理権原の範囲)

第2条 防火管理についての管理権原の範囲は別図のとおりとする。

(防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第3条 建築物全体の防火管理業務について、その一部を別紙「防火管理業務の一部委託」のとおり委託する。

2 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告するものとする。

(統括防火管理者の指示)

第4条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う上で、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。

2 防火管理者は、統括防火管理者から防火に関する指示があった時は、その指示に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(訓練)

第5条 次のとおり、全体の訓練を実施する。なお、全体としての訓練は、各防火管理者が作成する消防計画書に定める訓練と兼ねるものとする。

訓練内容	実施時期
消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	_____月 _____月

(避難施設の維持管理)

第6条 建築物全体及び共用部分の次の項目について自主的に計画して検査を行い、不備欠陥があった場合は早急に改修する。

- 1) 避難通路や階段の避難障害の有無
- 2) 避難経路や避難口の戸や窓の開放障害及び施錠状況
- 3) 防火戸の閉鎖障害
- 4) その他、火災予防上必要な事項

2 従業員は次の事項を遵守するものとする。

- 1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かない。
- 2) 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かない。

(災害発生時の活動)

第7条 火災発生時の任務及び活動内容は、別紙「火災発生時の任務及び活動内容」のとおりとする。

2 地震発生時の活動は、別紙「地震発生時の活動内容」のとおりとする。二次的に火災が発生した場合は前項の活動要領に準ずる。なお、地震発生直後は、身の安全を確保することを優先する。

3 火災、地震以外の災害発生時の活動は、第1項及び第2項の活動に準ずるものとし、臨機応変に対応する。

(消防機関への情報提供等)

第8条 前条第1項に定める任務中の通報連絡担当は、消防隊の活動が効果的に行われるよう、次

の情報を提供するものとする。

- (1) 関係者の消防活動内容
- (2) 消防車両の進入路及び停車可能位置
- (3) 火災現場（出火箇所）への経路
- (4) 防災センター等の場所
- (5) 出火箇所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、負傷者の有無、消防活動上支障となるものの有無、その他必要な情報

（消防用設備等の点検整備及び報告）

第9条 次の消防用設備等の点検は、防火対象物全体として行う。

- 2 点検結果のうち必要な事項は管理権原者に報告し、不備については速やかに改修する。
- 3 点検の結果は[1年に1回・3年に1回] 消防機関に報告する。
- 4 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて保存する。
- 5 消防用設備等の種類、点検実施予定月及び点検実施者は以下のとおりとする。

設 備 名 設置されている設備に 「○」を記入する。	消 火 器		避 難 器 具 ()	
		屋 内 消 火 栓 設 備		誘 導 灯 ・ 標 識
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備		連 結 送 水 管
		自 動 火 災 報 知 設 備		
		漏 電 火 災 警 報 器		
		火 災 通 報 装 置		
		非 常 警 報 設 備 ()		
機 器 点 検	月 月 (6月毎)			
総 合 点 検	月 (1年毎)			
点検実施者（業者）				

（防火対象物の点検及び報告）〔 該当 ・ 非該当 〕

第10条 防火対象物の点検を下記点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告する。

- 2 点検結果は管理権原者に報告し、不備については速やかに改修する。
- 3 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて保存する。

点検実施者（業者）	
-----------	--

（消防機関との連絡）

第11条 以下のとおり、防火管理についての必要事項は消防機関へ連絡する。

事 案	届 出 書 類	備 考
統括防火管理者に変更があったとき	統括防火管理者選解任届	変更後遅滞なく
全体についての消防計画に変更があったとき	全体についての 消防計画作成（変更）届	変更後遅滞なく
消防訓練を実施するとき	消防訓練通知書	実施前
工事を行うとき	工事中の消防計画書	工事前
その他		随時

（工事における安全対策）

第12条 統括防火管理者は、共用部分における工事を行う場合、工事従事者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

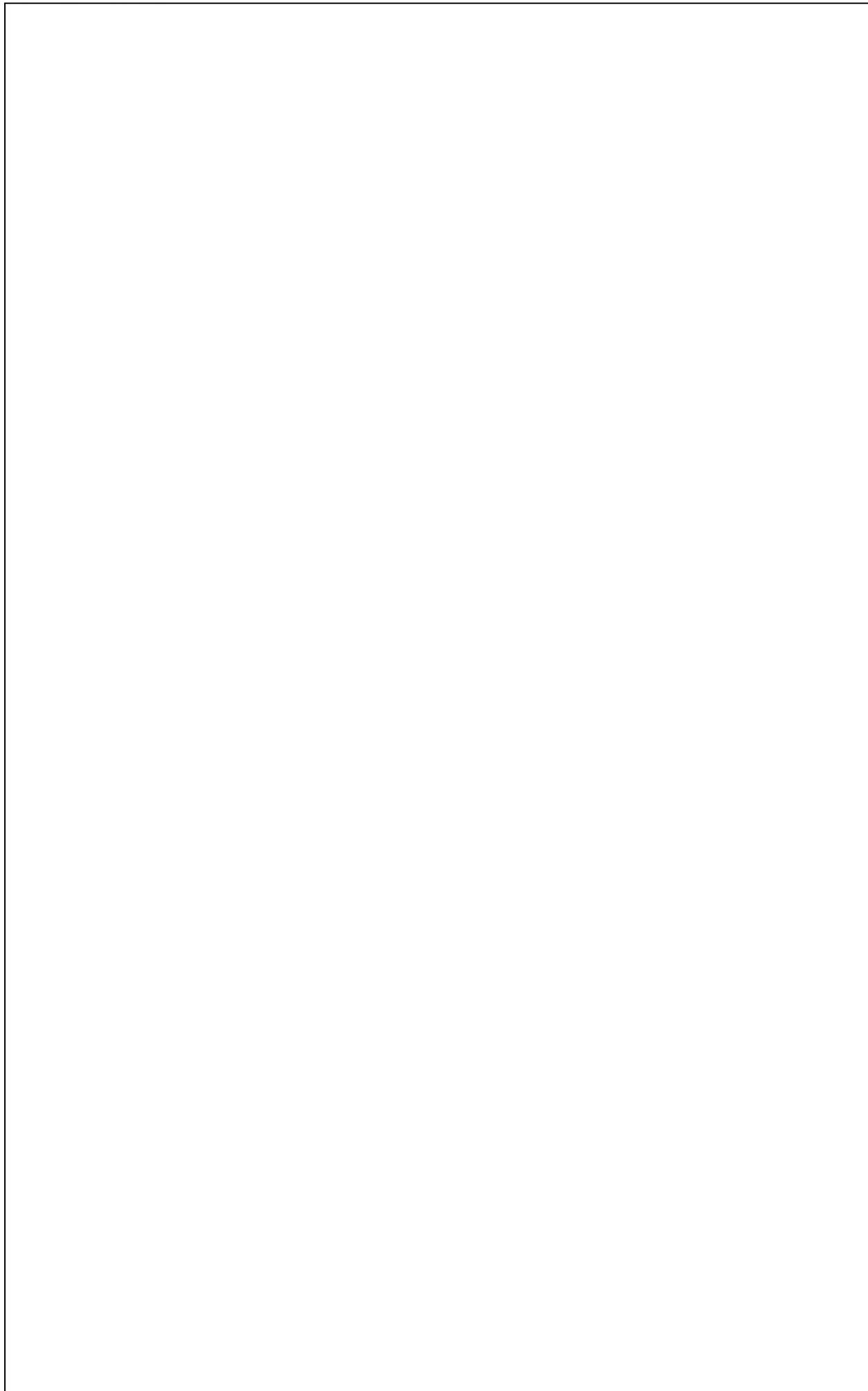
- 2 統括防火管理者は、必要に応じて工事に立ち会う。
- 3 使用部分の避難経路を常時確保した状態で工事を進める。
- 4 工事現場で喫煙させる場合は、喫煙場所を指定する。
- 5 工事従事者に対して、火気管理の責任者を作業部門ごとに指定し、防火管理を徹底させる。

- 6 既設の消防用設備等の機能を保持する。やむを得ず機能が一時的に保持できない場合は、その旨消防機関と協議し、代替となる措置を講ずる。
- 7 消火器は必要に応じて現場に持ち込ませ、設置位置は工事従事者の全てが把握する。
- 8 防火区画形成の妨げになる工事をする場合は、その旨工事関係者に周知し、火災の際は即時に防火区画を形成できる体制をとらせる。
- 9 塗装等に危険物を使用する場合は、適切な管理及び取扱いをさせる。
- 10 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をさせる。

(統括防火管理者への報告)

第13条 防火管理者は、各管理権原の範囲の事項であっても、建物全体の消防計画に関わるものについては、統括防火管理者に報告しなければならない。

別図（第2条関係）



防火管理業務の一部委託

防火対象物全体 についての 防火管理業務の 受託者	会 社 名		
	代 表 者 職 氏 名		
	住 所（所在地）		
	電 話 番 号		(通常時) (緊急時)
防火管理業務の 範囲及び方法	常駐方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 火気使用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <small>(消火・通報・避難誘導)</small> <input type="checkbox"/> 定期的な巡回
		方 法	常駐場所
			常駐人員
			委託する範囲 <input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> 一部 ()
			常駐する時間帯
	巡回方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 火気使用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> その他 ()
		方 法	巡回頻度
			巡回する時間帯
	遠隔監視方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 (通報) <input type="checkbox"/> その他 ()
		方 法	遠隔監視場所
現場到着までの所要時間 分			

火災発生時の任務及び活動内容

担 当	任務及び活動内容
自衛消防隊長 <hr/>	任務 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等
通報連絡担当 <hr/> <hr/> <hr/>	任務 (1) 非常ベルや放送設備にて火災発生の報知 (2) 消防機関への通報 (3) 消防隊への情報提供 活動内容 (1) 火災であると認知したら、速やかに 119 番通報する。 (2) 声又は警報設備により建物全体に火災が発生したことを連絡する。 (3) 出火箇所から判断し、適切な避難経路を指示する。 (4) 現場に到着した消防隊を誘導する。 (5) 消防隊へ、逃げ遅れの有無、負傷者の有無、建築物の状況、その他消防活動上必要な情報を提供する。
初期消火担当 <hr/> <hr/> <hr/>	任務 (1) 消火器を用いての初期消火 (2) 消火栓その他の消火設備を用いての初期消火 (3) 火災発生現場から事務所等への状況連絡 活動内容 (1) 火事ぶれと共に、速やかに消火の行動をおこす。 (2) 直近の消火器により消火を試みる。 (3) 声又は警報設備により応援を要請する。
避難誘導担当 <hr/> <hr/> <hr/>	任務 (1) 避難口の開放及び防火戸の閉鎖 (2) 最も安全な経路への避難誘導 (3) 避難完了者の人数確認 活動内容 (1) 地上に直通する階段や出入口を明確に指示する。 (2) 階段の防火区画を形成する等、安全な避難経路を確保する。 (3) 逃げ遅れ者の有無を確認し、救護又は消防隊に連絡する。
応急救護担当 <hr/> <hr/> <hr/>	任務 (1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供 (3) 負傷者の氏名、負傷程度の記録 活動内容 (1) 負傷者を安全な場所へ搬送し、救護し、必要に応じて応急手当をする。 (2) 負傷者の氏名等を記録し、救急隊へ情報提供する。

地震発生時の活動内容

項目	活動内容
火災予防活動	(1) 火気使用設備等の電源又は燃料の遮断等を行う。 (2) 電気機器等の配線の損傷状況を確認する。 (3) ガス管、油管等の損傷状況を確認する。
通報連絡	(1) 避難場所を指示する。 (2) 負傷者の存在を認知したら、関係者に知らせる。 (3) 負傷者の程度によっては119番通報し救急要請する。 (4) 消防隊の誘導及び消防隊へ必要な情報を提供する。
避難誘導	(1) 地上に直通する階段や出入口を明確に指示する。 (2) 安全な避難経路を確保する。
救出救護	(1) 負傷者の有無を確認し、救護又は救助隊に連絡する。